

下記の電波法令集につきまして、100 の 26 頁～100 の 34 頁に誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

該当箇所は、緑マーカ一部分になります。

- 電波法令集 追録第 61 号入～追録第 64 号入
- CD-ROM 版 電波法令集(令和 4 年 6 月 10 日現在)
- CD-ROM 版 電波法令集(令和 5 年 6 月 23 日現在)

なお、2024 年 10 月発売の

- 電波法令集追録第 65 号
- 電波法令集(追録第 65 号入)
- CD-ROM 版 電波法令集(令和 6 年 6 月 7 日現在)

の該当部分は修正済みです。

<p>局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>ツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するもの</p>	<p>設置場所が第一地域の区域内にあるもの 設置場所が第二地域の区域内にあるもの 設置場所が第三地域の区域内にあるもの 設置場所が第四地域の区域内にあるもの</p>	<p>六千四百円 九千円 九千円 六千円 一万七千円 六千円</p>
<p>三 人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの 四千七十里メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>空中線電力が〇・〇一ワット以下のも 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの</p>	<p>使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの</p>	<p>七千五百円 四万五千円 九百円 二億九千九百四十 六万五千 四百円</p>	

六 基幹放送局（三の項、七の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（八の項に掲げる無線局を除く。）	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの		四億三千五百十二万七千六百円
			設置場所が第二地域の区域にあるもの		八千七百三十三万三千三百円
テレビジョン放送をするもの	空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの		千八百二十七万八千六百八十円
			設置場所が第二地域の区域にあるもの		千九百九十五万九千九百円
空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	空中線電力が〇・〇二ワット以上二キロワット未満のもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの		千九百円
			設置場所が第二地域の区域にあるもの		千九百円
空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	空中線電力が二キロワット以上十キロワット未満のもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの		十九万五千六百円
			設置場所が第二地域の区域にあるもの		十九万五千六百円
その他のもの	その他のもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの		一億五千八百三十三万九千九百円
			設置場所が第二地域の区域にあるもの		一億五千八百三十三万九千九百円

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	その他のもの	五億九千六百三十一万二千二百円
								七万九千五百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	その他のもの	三十五万五千六百円
								三十五万五千六百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	その他のもの	七万九千五百円
								七万九千五百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	その他のもの	百三十四万六千円
								百三十四万六千円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が十キロワット以上のもの	使用する電波の周波数の幅が百キロヘルツを超えるもの	空中線電力が二十ワット以下のもの	空中線電力が五十キロワットを超えるもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	空中線電力が二百ワット以下のもの	その他のもの	千九百円
								千九百円

<p>七 第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）</p>	<p>第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの その他のもの</p>	<p>四百円 千九百円</p>
<p>八 実験等無線局及びアマチュア無線局</p>	<p>第三百三条を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第三百三条の第十五項第二号に掲げるものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツを超え七十メガヘルツを超過するものに限り、その他のもの）</p>	<p>三百円 五百円 一万八千七百円</p>
<p>九 その他 の無線局</p>	<p>第四百七十九号以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>四百円</p>

<p>四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>多重放送の業務の用に供するもの その他のもの</p>	<p>四万五千円 四万五千円 六百七十 六万三千 六百七十 三百三十 九万四千 四百円</p>
<p>三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>放送の業務の用に供するもの 設置場所が第一地域の区内にあるもの 設置場所が第二地域の区内にあるもの 設置場所が第三地域の区内にあるもの 設置場所が第四地域の区内にあるもの</p>	<p>二千五百 一万七千 二百円 二千五百 九千四百 二十四万 八千七百 六十九万 円 九千四百 円 三百三十 九万四千 四百円</p>

使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		その他のもの									
設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの
六千七百四十万円	六千七百四十万円	六千七百四十万円	六千七百四十万円								

備考 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。 二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く）をいう。 三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く）をいう。 四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く）をいう。 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。	波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの	設置場所が第一地域の区域にあるもの	設置場所が第二地域の区域にあるもの	設置場所が第三地域の区域にあるもの
	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	六千七百四十万円								

六 この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

七 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

八 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び四百七十メガヘルツを超える三千六百メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 一の項に掲げる無線局 三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

九 四百七十メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、五百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下

欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 五千七百円

ロ 九の項に掲げる無線局 五百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、六百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失ふこととなることと認められる無線局として総務省令(*)で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

電波法（別表第七―第八）

一〇〇の三三（追六五）

（全部改正令元第六号第一条、改正令三第一九号、令四第六三三号第一条）
* 施行規則第五十二条の九の六

別表第七（第百三条の二関係）

区	域	係数
一	北海道の区域	〇・〇二七七
二	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇四五九
三	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四七〇三
四	新潟県及び長野県の区域	〇・〇二二七
五	富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一五六
六	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一一九六
七	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六三六
八	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三八六
九	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇一九九
十	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六八二
十一	沖縄県の区域	〇・〇〇七九
十二	一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・五六六六

別表第八（第百三条の二関係）

十三	五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	〇・四三三四
十四	一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五	自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令（*1）で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・二三五一
十六	自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八一八
備考	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令（*2）で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。	
（追加平一七第七号、改正平二〇第五〇号、平二三第六〇号第二条、平二六第二六号、平二九第二七号、令元第六号第一条、令四第六三三号第一条）		
*1 施行規則第五十一条の九の七		
*2 施行規則第五十一条の九の八		
別表第六の 一の項又は 二の項に掲 げる無線局 に係る広域 使用電波	広域使用電波の区分	金額
電気通信 業務を行 うことを 目的とす る無線局 に係るも の	三千六百 メガヘル ツ以下の 周波数の もの	一億三千 二百十一 万千百円
の	二千二百五 十メガヘル ツを超え 二千二百 メガヘル ツを超え 二千二百 九十	

別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	その他のもの	三千六百メガヘルツを超える周波数のもの	二千五百四十五メガヘルツを超え二千六百五十五メガヘルツ以下の周波数のもの	一億三千二百十一万千円
			その他のもの	三千二百八十五万七千円
				百七十七万二千六百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波				三百十二万四千三百円
備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。 (追加令元第六号第一条、改正令四第六三号第一条)				六百四十一万八千四百円

別表第九（第百三条の二関係）

無線局の区分	金額		
	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	設置場所が第二地域の区域内にあるもの	
一 三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの	空中線電力が十ミリワット以下のもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	五千九百八十円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	三千五百六十円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	千百十円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	六百六十円
	空中線電力が十ミリワットを超えるもの	設置場所が第一地域の区域内にあるもの	九万七千六百円
		設置場所が第二地域の区域内にあるもの	五万三千二百円
		設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一万七千六百円
		設置場所が第四地域の区域内にあるもの	九千円
二 一の項に掲げる無線局以外の無線局			三千五百六十円

備考 この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。
(全部改正平二六第二号、平二九第一七号、別表第八繰下げ改正令元第六号第一条、改正令四第六三号第一条)